

自動販売機設置許可に係る仕様書

- 1 件 名 自動販売機設置許可について
- 2 設置目的 東京都立桜修館中等教育学校生徒・教職員の福利厚生及び災害時緊急利用のため
- 3 設置期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（3年間）
- 4 設置場所 東京都立桜修館中等教育学校 A棟1階生徒昇降口内
体育館棟ピロティ

5 設置台数及び販売品目

設置場所	販売品目	設置台数	備考
A棟1階 生徒昇降口 内	清涼飲料水（茶系、 コーヒー、果実飲料等）、水	2台	・販売容器は缶・ペットボトルとする。 ・食品は除く。 ・冬季はホット・コールドの両方を取り扱う。
	乳飲料	1台	・販売容器は紙パック・缶・ペットボトルとする。 ・食品は除く。
体育館棟 ピロティ	茶系飲料、スポーツドリンク、経口補水液、水、食品	1台	・飲料の販売容器は缶・ペットボトルとする。 ・食品は栄養補助食品、経口補水ゼリーのみを取り扱う。 ・商品変更は原則行わない。

6 使用許可の条件

- (1) 設置時の販売内容や設置期間中の内容変更については、事前に学校と協議すること。
- (2) 設置する自動販売機はすべて電子マネー（交通系IC、二次元バーコード決済等）対応のものとし、A棟1階生徒昇降口内に設置する3台のみ現金併用可能とすること。
- (3) 販売価格は市価より低廉であることとし、自動販売機に販売表示価格を明記すること。
- (4) 商品は不足を生じないよう補充すること。なお、補充時間は登校時間（午前8時20分まで）を避けること。
- (5) 生徒の健康面に配慮した商品を提供すること。
- (6) 設置する自動販売機は、災害対応型（ライフラインベンダー型）とすること。
- (7) 設置する自動販売機は、環境に配慮し、省電力及びノンフロン機種とすること。
- (8) 設置する自動販売機は、本体に漏電遮断器付きのものとすること。
- (9) 設置する自動販売機には、自動販売機設置事業者の負担により子メーターを設置すること。
- (10) 自動販売機の故障・トラブルには迅速に対応すること。また、トラブル発生時の連絡先を自動販売機に明記すること。
- (11) 保健衛生に十分注意すること。
- (12) 自動販売機の据付基準（JIS規格）及び自動販売機据付基準（清涼飲料自販機協議会）を遵守した転倒防止措置を講じること。
- (13) 設置する各自動販売機の横に空き容器回収ボックスを設置し、商品補充時に空き容器を回収すること。
- (14) 自動販売機と空き容器回収ボックスは定期的に清掃を行い、美観を保つこと。

- (15) 文化祭・体育祭の行事実施の際は、学校から要望に応じて、臨時の販売所を設置すること。また、このときにおける販売価格は設置した自販機と同等以下の価格とすること。
- (16) 自動販売機に必要な営業許可や保健所への届出等、許可等法令に規定のある事項は自動販売機設置事業者が使用前に手続きを行うこと。
- (17) 使用許可期間が満了した場合、または、使用許可が取り消された場合は、自動販売機設置事業者の負担により、速やかに設置場所を原状回復すること。
- (18) 使用許可条件に違反した場合には使用許可を取り消す。
- (19) その他明記されていない事項については、双方協議の上、決定するものとする。

7 経費負担

- (1) 電気料等建物に使用に伴う経費（以下、光熱水費）は自動販売機設置事業の負担とし、東京都立桜修館中等教育学校長と自動販売機設置事業者との間で協定書を作成の上、毎月東京都立桜修館中等教育学校長の発行する納入通知書により納入する。毎月の電気使用量は、自動販売機設置事業者の負担により設置する子メーターにより計測する。
- (2) 光熱水費の計算は、昭和 45 年 2 月 18 日付 45 教総経発第 23 号「行政財産の使用許可に伴う光熱水費等の計算方法について」の別冊 A を適用する。
- (3) 自動販売機の設置に係る教育財産使用料は販売価格が市価より低廉であることを条件に免除する。
- (4) 自動販売機の設置及び撤去に係るすべての経費は自動販売機設置事業者の負担とする。また、東京都立桜修館中等教育学校の施設を破損した場合には、修繕経費等を自動販売機設置事業者が負担すること。

8 応募資格

次の（１）から（４）の要件すべてを満たす法人又は個人とする。

- (1) 同一業種の営業経験年数が 5 年以上であること。
- (2) 税金を完納していること。
- (3) 資産状態が良好であること。
- (4) 東京都内に事業の店舗を有していること。

9 応募方法

本募集への応募を希望する事業者は、下記により提案書及び添付書類を提出すること。

(1) 提案書 1 部

以下の事項が記載されたもの

- ア 商品の配送を担当する事業所の所在地、連絡先、業務時間及び担当者
- イ 販売品目及び価格の一覧表
容量、容器の種類及び市価を併記すること。
- ウ 自動販売機の規格、仕様及び安全対策を記載した書類またはカタログ
- エ 商品の補充計画
- オ 空き容器の回収計画、処理フロー図
- カ 故障等トラブル発生時の対応方法
- キ その他提案事項

(2) 添付書類 各 1 部

ア 申立書

自動販売機の機種が、飲食物の提供である場合に提出させるものとし、申請の前 3 年の間に、自動販売

機による営業販売に関し、所管行政庁から食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）又は食品製造業等取締条例（昭和 28 年東京都条例第 111 号）の規定に基づき、営業許可の取消し、営業の禁止、又は、食品衛生上の危害を除去するための必要措置命令の行政処分を受けたことがないことの申立

イ 登記簿謄本（現に効力を有する部分のみ）

個人で商号を用いている場合は商号登記簿謄本

個人で営業している場合は市区町村長の発行する身分証明書

ウ 納税証明書

申請時を基準として直前 1 ヶ年の営業年度分とし、法人の場合は法人税及び法人事業税（いずれも確定申告分）、個人の場合は、所得税及び個人事業税の納税証明書。ただし、納税実績のない場合はその理由を詳記した書面及び都民税並びに都内における主たる固定資産税の納税証明書

エ 財務諸表

申請時を基準として、直前 2 ヶ年の営業年度分とし、法人の場合は、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人の場合は、収支計算書及び営業用純資本計算書

オ 経歴書

（3）提出方法

令和 7 年 1 月 24 日（金）までに、下記担当宛てに郵送または持参により提出すること。

※ 郵送の場合は、令和 7 年 1 月 24 日（金）必着とする。

持参の場合は、下記担当宛てに事前連絡の上、平日午前 9 時から午後 4 時までに来校すること。

※ 本件に関する質問は、書面（様式任意）により、郵送、持参又はファクシミリにより令和 7 年 1 月 17 日（金）午後 5 時までに提出すること。電話及び口頭での質問は一切受け付けない。

10 担当

〒153-0023 東京都目黒区八雲 1-1-2

東京都立桜修館中等教育学校 経営企画室（財産担当）

T E L 03-3723-9966

F A X 03-3724-7041